

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、1月1日現在で本市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税を賦課決定し徴収する。 具体的には、 ①取得や所有権移転、売買などによる登記簿の異動 ②土地家屋の現地調査。家屋については評価を実施。 ③前年中に取得・減少した償却資産について申告受付
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名管理システム 中間サーバー 固定資産税地籍管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 家屋物件情報ファイル 土地物件情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の27の項 並びに地方税法等 固定資産税に関する事務において、情報照会を行うが、情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの取得を徹底しており、住基ネット照会を行う際には、4情報又住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 特定個人情報の取扱いに関して人手が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・申請書に記載された個人番号および本人データの印刷 ・特定個人情報の記載がある申請書等のデータ保管 ・特定個人情報の記載がある申請書等の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	電子情報については、操作可能な者を最小限に限定し、かつ、アクセスできる端末は指紋認証とパスワードで保護している。また、印刷した紙媒体は鍵付きの倉庫に保管していることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考え。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	所属長の役職名	税務課長 吉田 東洋	税務課長	事後	
令和1年6月21日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
令和3年11月1日	4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、別表第二の27の項 並びに地方税法等	番号法第19条第8号、別表第二の27の項 並びに地方税法等	事後	
令和3年11月1日	システムの名称	家屋業務評価支援システム	(削除)	事後	
令和3年11月1日	システムの名称	固定資産税地図評価システム	固定資産税地籍管理システム	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	地方税法に基づき、1月1日現在で本市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税を賦課決定し徴収する。具体的には、 ①取得や所有権移転、売買などによる登記簿の異動 ②土地家屋の現地調査。家屋については評価を実施。 ③前年中に取得・減少した償却資産について申告受付 ④土地・家屋・償却の異動 ⑤土地・家屋・償却、それぞれの課税標準額を計算後、名寄せ課税計算を行い、名寄せ帳を作成。 ⑥名寄せ帳を納税義務者に縦覧する ⑦課税計算した結果を納税義務者へ通知	地方税法に基づき、1月1日現在で本市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税を賦課決定し徴収する。具体的には、 ①取得や所有権移転、売買などによる登記簿の異動 ②土地家屋の現地調査。家屋については評価を実施。 ③前年中に取得・減少した償却資産について申告受付 ④土地・家屋・償却の異動 ⑤土地・家屋・償却、それぞれの課税標準額を計算後、名寄せ課税計算を行い、名寄せ帳を作成。 ⑥名寄せ帳を納税義務者に縦覧する ⑦課税計算した結果を納税義務者へ通知 ※還付金については、公金受取口座を活用する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの取得を徹底しており、住基ネット照会を行う際には、4情報又住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 特定個人情報の取扱いに関して人手が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・申請書に記載された個人番号および本人データの印刷 ・特定個人情報の記載がある申請書等のデータ保管 ・特定個人情報の記載がある申請書等の廃棄	事後	
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 電子情報については、操作可能な者を最小限に限定し、かつ、アクセスできる端末は指紋認証とパスワードで保護している。また、印刷した紙媒体は鍵付きの倉庫に保管していることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考ええる。	事後	